

告 示

埼玉県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所沢市社会福祉協議会訪問介護事業所			居宅介護支援事業所 しんせつ	ヘルパーステーション まいる	株式会社 ウェルフェア		ヘルパーステーション しんせつ
変更事項	事業所所在地	事業所所在地	事業所名称	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所名称	事業者名称
変更前	所沢市宮本町一―一―二	所沢市宮本町一―一―二	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会とろざわ在宅介護支援センター	有限会社 ウェルフェア	狭山市入間川三―一―三―三―二―〇―八号室	有限会社 ウェルフェア	有限会社 ウェルフェア	有限会社 ウェルフェア
変更後	所沢市泉町一八六―一―一	所沢市上安松一二二―四―一	所沢市社会福祉協議会訪問介護事業所	株式会社 ウェルフェア	狭山市水野一二四―五―二	株式会社 ウェルフェア	株式会社 ウェルフェア	株式会社 ウェルフェア
サービスの種類	訪問介護 介護予防 訪問介護			居宅介護支援	訪問介護 介護予防 訪問介護	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	訪問介護 介護予防 訪問介護

